

札幌市立中央中学校 いじめ防止基本方針

平成 27 年 3 月 31 日

平成 29 年 3 月 29 日改訂

令和 2 年 5 月 11 日改訂

令和 5 年 6 月 16 日改訂

令和 6 年 1 月 24 日改訂

1 はじめに

昨今のいじめ問題は複雑化、多様化し、今やいじめ問題への対応は、我が国の教育における最重要課題の一つであり、社会全体でいじめに対峙するための基本的な理念や体制を整備する必要性が生じている。平成 25 年 6 月には『いじめ防止対策推進法』が公布され、札幌市においてもいじめ防止等の対策を総合的、効果的に推進するための基本的な考え方や具体的な取組を示した「札幌市いじめ防止等のための基本方針」を策定している。

本校としても、札幌市の基本方針を基に、学校や地域の実情に応じた「いじめ防止基本方針」を策定し、保護者、地域社会と連携しながら、いじめ問題の克服に向け、一人一人の子どもをより一層きめ細かに見守る体制を重大事案へと発展しないことにも重点をおき、再構築することとした。

本校は、札幌市の中心部に位置し、**校区**には札幌駅や大通駅を中心とする商業地域、**再開発が進む JR 苗穂駅が含まれ**、都心のマンション住まいの家庭が多い。校区は中央区、北区、東区の 3 区にまたがり、桑園地区から苗穂地区まで非常に広範囲にわたり、5 つの小学校から本校に進学してくる。

同時に本校生徒においても社会一般に言われる、生徒の社会体験や自然体験などの体験活動の不足、人間関係を構築する力の低下が懸念されるとともに、スマートフォン等を介したソーシャルネットワークサービス（SNS）等の利用によるトラブルは本校としても看過できない問題となっている。

本基本方針は、学校における「いじめに対する行動計画」と言えるもので、これを読むことにより、学校がいじめ防止の観点から生徒をどのように育てようとしているか、個々の教職員が今何をすべきか、保護者や地域がどのように協力すればよいのかが分かるものとなるよう策定した。

また、本基本方針は、学校評価をはじめ、様々な場面における教職員、保護者、地域の方々の意見を参考に、また、全国におけるいじめの事案にも目を向け、PDCA サイクルを活用しながら、必要に応じて改訂を行う予定である。

2 いじめ防止等の基本的考え方

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び

人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

さらに、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く関わることのない生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期対応に取り組む。

具体的ないじめの態様例。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷やいやなことをされる

(2) 学校及び学校の教職員の責務 (いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめの未然防止の取組

本校の実態と指導方針を踏まえて

- ・本校生徒の課題として“**うまく人間関係を作れない傾向があるとともに、精神面の弱さ**”が挙げられる。一方で SNS (ソーシャルネットワークサービス) の普及により、**インターネット上の**他人と接触することが容易な世の中になっている。そこで本校生徒**支援部**が重点課題としている『**人との関わりを意識的に**つくり、自己有用感を育む生徒指導』を**実践し、授業、行事、特別活動、部活動**などあらゆる場面において人との関わりを**意識的に**つくり、そこから**生徒を育てることを**前提とする。
- ・『**生徒がいつも笑顔で**いられるように』を合言葉として、生徒の活動の様子を常に見守るとともに、生徒の主体的な活動の場を保障することを前提とする。

(1) 分かる授業づくり

本校の研究テーマである『**主体性を育むことができる**』授業づくりを行い、生徒一人一人が達成感や充実感をもち、生き生きと学習する環境を保証し、分かる授業の実践に努めることにより、いじめなどが起きない学習環境をつくる。

(2) 道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を**もつとともに、優しく、他者の気持ちを考え、思いやりをもてるように**、教育活動全般を通じた道徳的指導を行う。

(3) 行事・特別活動・学級活動の充実

行事・特別活動においては本校の特徴である、上級生が下級生を指導する場面を利用し、自主性

を育てるとともに他人を思いやる心や正義を大切にすることを育み、いじめがおきない土壌づくりを行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

(5) 生徒の主体的な活動の支援

生徒会活動の中に「いじめを許さない」「いじめについて考える」等の活動を盛り込み、より自己有用感を得る活動として醸成され、生徒自身が「いじめを許さない」という気持ちをもつとともに、生徒同士が互いに声を出して行動に示すなど、いじめを容認させない風土づくりを進める。

また、諸活動を通して生徒同士がお互いを認め合い、自分たちの力で問題を解決していく力を身に付けさせる。

生徒会活動における、いじめ防止に関する基本的な考え

- | |
|---------------------------------------|
| 1 笑顔が絶えない学校づくりを目指す。 |
| 2 互いを理解しあう思いやりの心を持ち、人の嫌がることをしない、させない。 |
| 3 いじめの存在を知ったら、すぐに注意するか信頼できる大人に報告する。 |

(6) 保護者・地域の協力体制の構築

ア 家庭・地域の理解を得る

学校だより、学校ホームページなどの広報、またはPTAや地域の関係諸団体が集まる会議等において、いじめ防止対策の概要を説明し、いじめ問題について協議する場を設ける。

イ スマートフォン等の管理指導

スマートフォンの利用に関しては、家庭でのルール作りをしっかりと行うことをお願いするとともに、学校でも「1人1台端末」の活用法と併せてスマートフォンの使い方について指導していく。

ウ 保護者の協力を得る

地域での子どもの見守り活動等を通して、いじめの疑いがある場面を見かけた際の学校への**連絡**や、積極的に子どもに関わる機会を増やす**ようお願い**する。また、今後さらに**PTA活動を通し、保護者**との連携強化を図る。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 教師の健康観察……朝の学活から下校時まで教師が生徒の様子をつぶさに見取り、問題や気になる点は学年主任や生活係に連絡し、管理職へ報告。まずは、朝の学活で健康観察を行い、変化がある場合は次授業の教師や職員室の教師に連携する。

(2) 記録シート（LIFE）の活用……記録シート（LIFE）を活用して生徒の状態を把握し、問題や異常があった場合はすぐに、生活係と管理職に報告。

担任が見終えた記録シート → **各学年生活係** → **生徒指導主事** → **管理職**
見落としがないかチェック 気になる点を掌握

学年共有

(3) 教育相談の実施……年3回の教育相談期間で全校**生徒**の教育相談を行う。

教育相談での問題情報 → **各学年生活係** → **教育相談係** → **管理職**
学年共有 **生徒指導主事**

(4) 生徒会の活動……**必要に応じて**生徒会執行部を中心に、生徒目線による早期発見を行う。

生徒目線での情報 → 保護者や教職員 → 管理職

学年共有

(5) アンケート調査の実施……札幌市教育委員会が行う11月のいじめアンケート調査を効果的に利用する。

アンケート用紙 → 各学年生活係 → 生徒指導主事 → 管理職

学年共有

5 いじめに対する早期対応の流れ

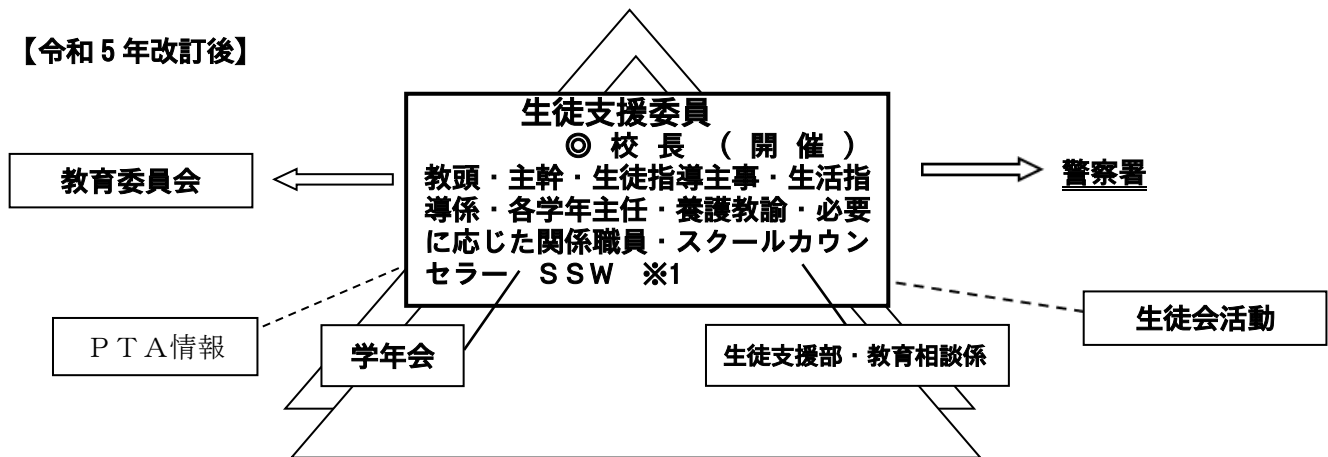
- (1) 速やかに組織的に対応……(生徒支援委員会の開催)担任一人で絶対に抱えない仕組みづくり
- (2) 被害者、通報者の安心・安全の確認
- (3) 速やかに関係する子どもの保護者と連携
- (4) 事実関係の確実な把握
- (5) 再発防止に向けた教育指導
- (6) いじめの解決に向けた教育指導(対加害者、対被害者、対周囲の生徒)
- (7) 教育委員会への報告と法的措置

6 いじめの防止等の対策のための組織(生徒支援委員会は毎月1回開催)

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係教職員による「生徒支援委員会」を設置して、学校長の監督の下、同委員会を開催し、本方針に基づく取り組みの実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。なお、校長が不在の際は教頭が関係する職務を代行する。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。(いじめの疑いを把握した場合、学校組織で速やかに対応する必要があることから、出席可能な構成員のみで生徒支援委員会を開催し、会議日以外の日個別に意見を求める。)

【令和5年改訂後】



※1 必要に応じて弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者とする。

- (1) いじめ防止に関する生徒支援委員会は月1回の開催(運営委員会と同日)とし、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。その他、必要に応じ随時開催する。
- (2) いじめに係わるアンケートの実施後、その結果や面談等の内容について検討するための生徒支援委員会を開催する。
- (3) 生徒支援委員会の会議録を作成し、校長決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議

録とは別に記録する。

- (4) 「いじめ見逃しゼロ」とするために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校組織で判断することを徹底する。
- (5) いじめ解消の目安である3ヶ月に至るまでの間、学年団をはじめとする教職員による見守りを実施するとともに、被害生徒及び保護者との面談を通じて、心身共に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。また、加害生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (6) いじめ解消の判断は、事案発生後3ヶ月を目途として、被害生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、生徒支援委員会において行う。
- (7) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、学年生徒支援部から生徒支援部に集められ、生徒支援委員会において共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、生徒ごとに個別情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。
- (8) いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (9) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

【いじめが解消している状態とは、
少なくとも以下の二つの要件が満たされている必要がある】

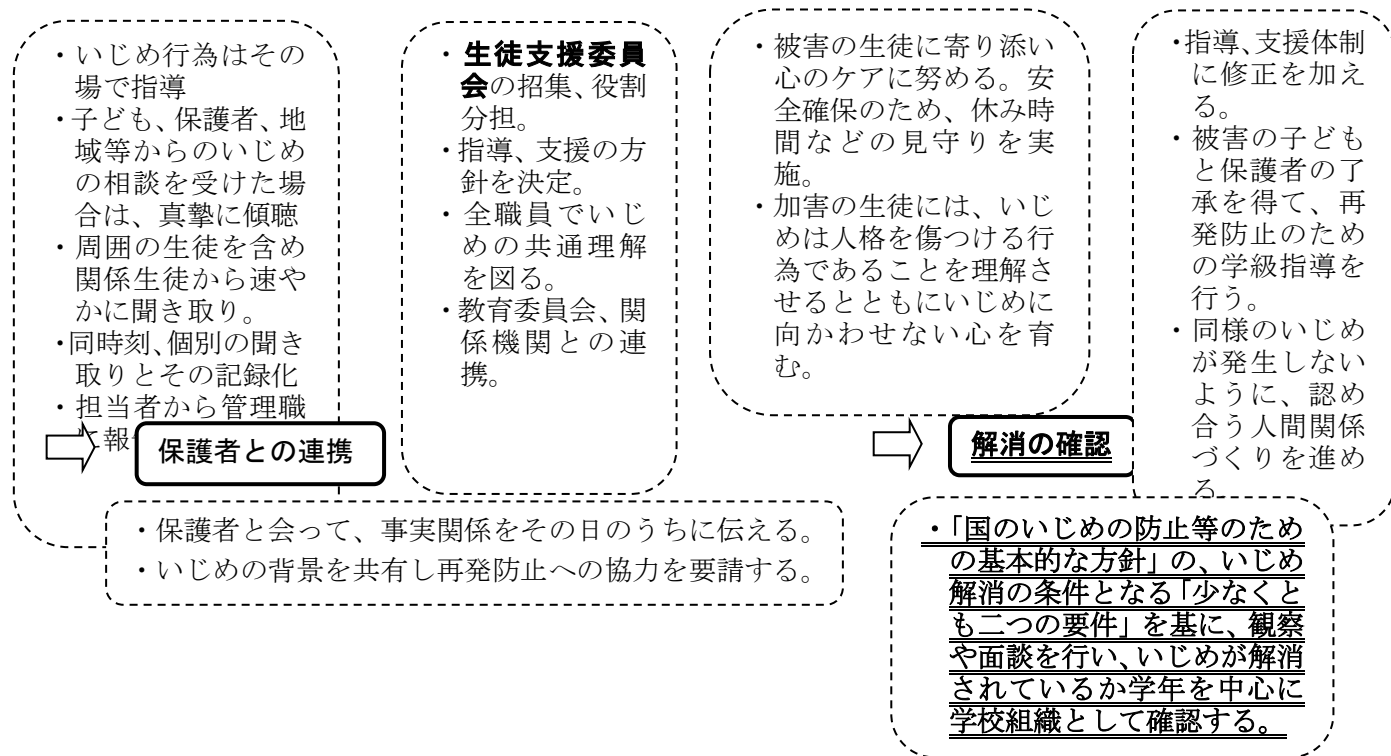
- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設置するものとする。
- ② 被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針】から

7 組織的ないじめ対応の流れ

いじめ情報の把握





8 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより**生徒**の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企図した場合等)
- イ いじめにより**生徒**が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ **生徒**や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ア 学校は、緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- イ 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた**生徒**及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- エ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- オ **犯罪行為として取り扱うべきと認められる場合は、所轄警察署と連携し対処するとともに、生徒の生命、身体、財産に被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署へ適切に援助を求める。(令和5年追加)**

9 年間計画

月	行事	道徳	いじめ早期発見の取組	
			健康観察 記録シート (LIFE) 教育相談 (必要に応じてサポートミーティング)	研修会 生徒会活動 保護者方の情報 アンケート調査
4月	新入生歓迎集会 部活動結成	人間愛・思いやりの心	生徒支援研修会① 生徒会活動開始	記録シート (LIFE)
5月	生徒総会 旅行的行事	個性の尊重	教育相談①	
6月	スポーツ大会	集団の圧力	生徒支援研修会②	
7月	中体連大会 期末懇談会	情報モラル	期末懇談会	
8月	前期末テスト	命の大切さを学ぶ		
9月	文化祭	生命の尊重	生徒支援研修会③	
10月	中体連新人戦	集団生活の向上	中間期、生徒の変化に関する観察	
11月	学力テスト	自律・自主・誠実・責任	教育相談② 札幌市教育委員会 いじめ調査	
12月	期末懇談会	感謝の心	期末懇談会	
1月	始業式 3年学年末テスト	男女の理解・尊重		
2月	1・2年学年末テスト	寛容・謙虚	研究部研修会 (生徒指導含む) 教育相談③	
3月	送別句間 卒業式	正義・公正・公平	新年度への情報交流	

いじめ防止に関する生徒支援委員会は毎月1回開催